

(仮称) 下北西部風力発電事業
環境影響評価準備書についての
意見の概要と当社の見解

令和8年7月

森ビル株式会社

株式会社ケン・コーポレーション

目 次

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧	1
(1) 公告の日	1
(2) 公告の方法	1
(3) 縦覧場所	2
(4) 縦覧期間	2
(5) 縦覧者数	2
2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催	3
(1) 公告の日及び公告方法	3
(2) 開催日時、開催場所及び来場者数	3
3. 環境影響評価準備書についての意見の把握	4
(1) 意見書の提出期間	4
(2) 意見書の提出方法	4
(3) 意見書の提出状況	4
第2章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する 当社の見解	5

第1章 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

1. 環境影響評価準備書の公告及び縦覧

「環境影響評価法」第16条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地からの意見を求めるため、環境影響評価準備書（以下「準備書」という。）を作成した旨及びその他事項を公告し、準備書及びその要約書を公告の日から起算して1月間縦覧に供するとともに、インターネット利用により公表した。

(1) 公告の日

令和8年5月22日（金）

(2) 公告の方法

① 日刊新聞紙による公告（別紙1参照）

令和8年5月21日（木）付けの次の日刊新聞紙で公告を実施した。

※令和8年6月2日（火）～4日（木）に開催する説明会についての公告を含む

・ 東奥日報

② インターネットによるお知らせ（別紙2参照）

以下のホームページに「お知らせ」を掲載した。

・ 青森県のウェブサイト

https://www.pref.aomori.lg.jp/soshiki/kankyo/shizen/assess_simokitaseibu_furyoku.html

・ むつ市のウェブサイト

<https://www.city.mutsu.lg.jp/kurashi/kankyo/kankyo/2026-0518-1455-41.html>

・ 事業者2社 ウェブサイト

<https://www.mori.co.jp/topics/wf-assessment202605/>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202605energy/>

(3) 縦覧場所

地方公共団体庁舎等 4 か所及びインターネットの利用による縦覧を実施した。

①地方公共団体庁舎等

- | | |
|------------------|------------------------------|
| ・ 佐井村役場 | : 青森県下北郡佐井村大字佐井字糠森 20 |
| ・ 佐井村津軽海峡文化館アルサス | : 青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井 112 |
| ・ むつ市役所環境政策課 | : 青森県むつ市中央 1 丁目 8-1 |
| ・ 大間町役場企画経営課 | : 青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20 番地 4 |

②インターネットの利用による公表

事業者 2 社のホームページにおいて、準備書及び要約書を公表した。

<https://www.mori.co.jp/topics/wf-assessment202605/>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202605energy/>

(4) 縦覧期間

令和 8 年 5 月 22 日（金）から令和 8 年 6 月 22 日（月）までとした。

地方公共団体庁舎等では、土曜日、日曜日及び祝日を除く各庁舎の開庁時間内とした。

インターネットの利用による縦覧については、上記の期間、常時アクセス可能な状態とした。

(5) 縦覧者数

縦覧者数（意見書箱への投函者数）は 1 名であった。

（内訳）佐井村役場	0 名
佐井村津軽海峡文化館アルサス	0 名
むつ市役所環境政策課	1 名
大間町役場企画経営課	0 名

2. 環境影響評価準備書についての説明会の開催

「環境影響評価法」第 17 条の 2 の規定に基づき、当社は準備書の記載事項を周知するための説明会を開催した。

(1) 公告の日及び公告方法

説明会の開催公告は、準備書の縦覧等に関する公告と同時に行った。また、佐井村及びむつ市大畑地区の全戸にタウンメールを配布した。(別紙 1、2、3 参照)

- ・ 事業者 2 社のウェブサイト

<https://www.mori.co.jp/topics/wf-assessment202605/>

<https://www.kencorp.co.jp/news/202605energy/>

(2) 開催日時、開催場所及び来場者数

説明会の開催日時、開催場所及び来場者数は以下のとおりである。

- ・ 開催日時：令和 8 年 6 月 2 日（火）18 時 00 分から 19 時 00 分まで
- ・ 開催場所：佐井村 津軽海峡文化館アルサス（青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井 112）
- ・ 来場者数：7 名

- ・ 開催日時：令和 8 年 6 月 3 日（水）18 時 00 分から 20 時 00 分まで
- ・ 開催場所：大間町 総合開発センター
（青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道 20-1）
- ・ 来場者数：2 名

- ・ 開催日時：令和 8 年 6 月 4 日（木）18 時 00 分から 19 時 30 分まで
- ・ 開催場所：むつ市 大畑公民館（青森県むつ市大畑町中島 108-5）
- ・ 来場者数：8 名

3. 環境影響評価準備書についての意見の把握

「環境影響評価法」第 18 条の規定に基づき、当社は環境の保全の見地から意見を有する者の意見の提出を受け付けた。

(1) 意見書の提出期間

令和 8 年 5 月 22 日（金）から令和 8 年 7 月 6 日（月）までの間
（縦覧期間及びその後、14 日間とした。）

(2) 意見書の提出方法

環境保全の見地からの意見について、以下の方法により受け付けた。（別紙 4 参照）

- ①縦覧場所及び説明会会場に備え付けた意見書箱への投函
- ②事業者への郵送による書面の提出

(3) 意見書の提出状況

意見書の提出は 4 通（意見書箱へ投函された意見書は 1 通、事業者へ郵送された意見書は 3 通）であった。

第 2 章 環境影響評価準備書について提出された環境保全の見地からの提出意見の概要とこれに対する当社の見解

「環境影響評価法」第 18 条第 1 項の規定に基づいて、当社に対して提出された環境の保全の見地からの意見は 25 件であった。提出意見に対する当社の見解は表のとおりである。なお、意見は原文のままの記載としているが、個人情報につながる名称等は○を使用し伏字としている。

表 2-1(1) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
1	Page は要約書 ①41page 鳥にとって直径 138.25m、11.1rpm (1 分間の過点数) の回転する刃であるブレード等への接触は、その先端の速度は時速 289km となり通過する事はできません。バードストライクは飛行機と鳥との衝突で、これとは状況が大きく異なり、回転するブレードのトラップです。10 基で計 1380m の裁断面となります。この地域は北海道から本州に渡る鳥類の経由地でもあり豊かな自然を支える鳥類の住処です。46page クマタカへの営巣地があります、広範囲に飛翔し影響は必ずあります。 有機物の循環に必要な鳥類が無くなると砂漠化の原因になります。センサーなどで動きを制御する等の効果のある対策を取ってください。	渡り鳥のブレード等への接触による影響は小さいものと予測していますが、衝突に関する予測は不確実性を伴っていると認識しております。稼働後に渡りの移動経路調査を実施し、さらに、バードストライクの発生有無を確認するための事後調査も実施いたします。 クマタカについては、生態系上位性注目種として選定し、調査、予測及び評価を実施いたしました。「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」の事後調査の最適化を参考として、クマタカについては営巣地がその後も継続して使用されているかどうかを確認することを目的として、稼働後に事後調査を実施予定です。 事後調査を実施する中で環境影響の程度が著しいことが明らかとなった場合には専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じてまいります。
2	③65page 事後調査の内容を公表してください。	事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関に提出するとともに、事後調査報告として縦覧を行ってまいります。
3	④51page 緑化は散布吹付けで保全対策になりますか？ 61page に 3530t の伐採木があるようですが、20 年後に同量の量となるように保水力があるぶなやヒバ等の植林を設計してください。	法面等における緑化は、土砂流出の防止、法面の安定化及び修景を図ることを目的として実施するものであり、本事業における環境保全措置の一つとして考えております。本事業地は国有林での事業となりますので、事業地内での緑化工法及び計画については関係機関との協議の下、決定、実施をしてまいります。
4	⑤無人の設備では安全が確保できません。人々の憩いの場所は調査されていますが他にも山菜取りや散策など人々が利用します。常駐と同様な監視体制をし安全と環境保全を実施してください。 以上です	風力発電設備の運用に当たっては、設備の運転状況を常時把握できる監視体制を整備するとともに、安全な運用及び維持管理に努めてまいります。また、関係機関と協議の上必要な安全対策及び注意喚起の方法について検討し、利用者の安全確保及び事故防止に努めてまいります。

表 2-1(2) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
5	○○○○○○○○○ (以下「当会」という。) は、自然環境および生物多様性の保全の観点から、青森県むつ市および佐井村において計画されている (仮称) 下北西部風力発電事業 (事業者：森ビル株式会社・株式会社ケン・コーポレーション、最大出力：45,000kW、設置基数：10 基) の環境影響評価準備書 (作成委託事業者：一般財団法人日本気象協会。以下「本準備書」という。) に対し、意見を述べる。 本事業の計画地は、その全域が「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」に基づく「保全地域」に指定されており、同条例上、「原則として、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置を認めない地域」と定められている。環境影響評価方法書段階における青森県知事意見においても、自	「青森県自然・地域と再生可能エネルギーとの共生に関する条例」に基づく「保全地域」については、ご記載いただいたとおり、「原則として、再生可能エネルギー源を電気に変換する施設の設置を認めない地域」であると同時に、「知事が共生区域に指定した区域では設置が可能」となっております。 共生区域の指定に当たって、知事は「地域の自然環境、景観、歴史・文化等と再生可能エネルギー発電施設とが共生することができると認められるものを共生区域として定めることができる。」と条例では記載されております。本条例に基づき、本事業については地域との合意形成手続きを進めてきた他、環境影響評価手続きに基づき、事業による環境影響を可能な限り回避又は低減できるよう、事業計画を検討してまいり

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	然環境への影響が懸念される旨が指摘されている。 当該地域には、ヒノキアスナロ（青森ヒバ）群落をはじめとする、生物多様性上きわめて重要な自然林が広がっている。風力発電機の設置に当たっては、広範囲にわたる森林伐採および大規模な土地改変工事は避けることはできず、豊かな自然環境および生物多様性に取り返しのつかない重大な悪影響を及ぼすことは必至である。本準備書の評価は不十分であり、当会は本事業の中止を強く求める。	ました。 共生区域として指定していただけるよう、準備書手続きにおいていただいたご意見を踏まえ、更なる環境影響の低減を図りたいと考えております。
6	1. 自然環境への影響が極めて大きい事業であり、事業は中止すべきである (1) アクセス道路および取付道路の計画における準備書の記述と現地の不整合 本事業の風力発電機設置予定地は、ヒノキアスナロの自然林が広がる、生物多様性上きわめて重要な地域である。計画されている10基のうち、資材搬入が可能な既存林道（天狗岩林道）に近接しているのはNo. 1、No. 2、No. 3の3基のみであり、残る7基周辺には搬入可能な道路が存在しない。また、天狗岩林道自体も、現状の道幅では風力発電機の搬入が困難であり、道路の拡幅に伴ってヒノキアスナロやブナの大径木を含む自然林の広範な伐採、および大規模な改変工事が不可避である。 本準備書（p. 3）には、「事業地尾根部において現状で管理がなされていないものの、伐開された作業道が残っていることを確認したため、造成工事においては既存の林道及び作業道を最大限活用することで、道路の拡幅、新設道路等の改変区域を可能な限り低減した」旨の記述がある。しかし、当会の職員が現地の状況を調査したところ、事業者が作業道と記載しているルートは森林化が進行しており、道幅が極めて狭く、路肩も不安定であるため、資材搬入車両等の通行は到底不可能な状態にある。過去の空中写真や衛星写真の解析からも、少なくとも50年以上にわたり整備された形跡は認められない。これを「既存の作業道」として計上し、改変区域を低減できるとする本準備書の前提は、実態と大きくかけ離れており、極めて不適切である。 さらに、風力発電機No. 9およびNo. 10が計画されている尾根上には、既存の林道や作業道すら存在しない。風力発電機の設置およびメンテナンスに必要な取付道路を新設するためには、ヒノキアスナロの自然林を広範囲にわたり伐採し、大規模な土地改変工事を実施せざるをえない。 本事業は、自然環境および生物多様性に及ぼす影響が極めて大きく、中止すべきである。	本事業においては専門家による現地視察を実施いたしました。本事業の改変区域周辺に分布している植生は大部分が2次林の様相であると整理しております。 事業計画の検討に当たっては、既存林道に加え、国有林野施業実施計画図等においても確認される作業道を可能な限り活用した上で、現地調査において把握した植生自然度の高い植生や巨樹に相当する樹木については可能な限り改変を回避し、新たな道路整備及び森林伐採による改変区域の低減を図るよう検討を重ねてまいりました。 また、一部の風力発電機設置予定地周辺においては、新たな取付道路の整備が必要となる箇所もありますが、詳細設計及び関係機関との協議を踏まえ、既存林道・作業道の活用を基本としながら、森林伐採及び土地改変の最小化に努めました。
7	(2) 水源かん養保安林の除外に関する知事意見への不適合 本事業の環境影響評価方法書に対する青森県知事意見では、「対象事業実施区域は、その大部分が水源かん養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。」と明確に指摘されている。 本準備書（p. 3）では、「水源かん養保安林は現時点で可能な限り除外した」としているものの、本準備書で示されているすべての風力発電設置予定地および対象事業実施区域のほぼ全域は、国有林の水源かん養保安林に含まれたままであり、依然として青森県知事の意見に真摯に応えた事業計画とはいえない。 知事意見で求められた「保安林の除外」が実質的に不可能である以上、水源かん養機能等を著しく低下させかねない本事業は、中止すべきである。	本事業の計画検討に当たっては、青森県知事意見を踏まえ、既存林道及び既存作業道を可能な限り活用するとともに、風力発電機ヤード及び取付道路の配置を検討することにより、新たな土地改変を可能な限り抑制し、水源涵養保安林への影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めました。 今後も、関係機関との協議結果を踏まえながら、必要な環境保全措置を講じ、影響の回避又は低減に努めてまいります。
8	2. ヒノキアスナロ林等の植生調査および群落区分に重大な瑕疵があり、調査を再実施したうえで準備書の再縦覧を行うべきである	本調査はアセスメント調査の一環で本事業実施による影響の程度を予測し、事業による影響を回避、低減することを目的として実施いたしました。

(表は次ページへ続く)

	(1) 先行研究の無視および標徴種・区分種の不適切な取り扱い 本事業の対象事業実施区域内の森林群落は、環境省の現存植生図において、自然度の高い「ヒノキアスナロ群落」および「チシマザサ・ブナ群団」等に区分されており、方法書に対する青森県知事意見においても、これらのエリアを計画地から除外することが求められている。これに対し、本準備書(p. 261)では「事業実施に伴う樹木の伐採や土地改変等を行う場合には、植生自然度9に相当するエリアについては、影響を極力回避又は低減できるよう、検討いたしました。」と記述している。もっとも、その群落区分の根拠とされる植生調査については、「ブラウンプランケの植物社会学的方法」を用いて「確認された種組成を基に植生を区分し、群落組成表を作成した」とされており(本準備書 p. 973)、現地調査に基づく独自の群落区分が示されている。 しかし、その内容は、植物社会学上重要な先行研究(宮脇・佐々木, 1980; 齋藤, 1989 など)の成果を著しく無視したものである。例えば、先行研究(齋藤, 1989)では、ヒノキアスナロ林の「標徴種」「区分種」、または「群落を特徴づける種」として扱われているツルツゲ、ツルリンドウ、オシダ等について、本準備書に掲載された群落組成表では、これらの重要種が単なる「随伴種」または「上級単位の中の一つ」として扱われており、重要な先行研究の成果が十分に反映されていない(例: 植生調査 No. 17、No. 27、No. 32)。本準備書に示されたデータが、先行研究とどのように比較検討され、いかなる科学的根拠に基づいて群落区分されたのかが明らかにされておらず、植生評価の妥当性に重大な疑義がある。	そのため、ご指摘にあったような先行研究との比較検討は行っておらず、審査会等でのご指摘も踏まえ、現況の改変する区域周辺の植生を主なターゲットとした調査を実施しておりますので、典型的な植生調査地点から外れている箇所もあります。 典型的なヒノキアスナロ林の植生の構成となっていないことを確認したため、先行研究に基づく「標徴種」「区分種」などを、「随伴種」として扱っているのは、意見書でのご指摘の通りです。 また、風力発電機ヤード等で改変が想定される場所を植生調査地点として複数選定いたしました。本事業においては、尾根部や斜面などの風が吹きつける場所、林道沿いの改変されている場所での配置計画を検討したことから、群落の境界になるなど、植生群落の特徴を示す種が多く見られない等、組成表においても典型的な群落構成とすることは難しいと判断しております。
9	(2) 群落組成表の構造的欠陥と植生調査の重大な瑕疵 植物社会学的調査においては、同地域における先行研究との比較検討が極めて重要であるが、本準備書に示された群落組成表からは、そのような検討を行った形跡は認められない。 加えて、群落組成表の構成自体にも重大な問題がある。表中には上級単位の区分種や標徴種の記載があるものの、オーダーおよび群団レベルでの組成整理が行われておらず、群落組成表として十分な体裁を備えていない。 また、本準備書が区分した「ブナ・ヒノキアスナロ自然林」「ブナ・ヒノキアスナロ群落」「ヒノキアスナロ群落」および「トチノキ・カツラ林」の組成は相互に連続的であり、明確な境界を見出すことができない。これは、本準備書が、風力発電機設置予定地以外において各植物群落の「典型的な地点」でブラウンプランケの植物社会学的植生調査を実施したとしているにもかかわらず(本準備書 p. 973)、実際には十分な典型性を備えた場所で調査が行われていなかった可能性を示しており、群落区分の基礎となる植生調査の精度そのものに致命的な問題がある。	風力発電機ヤード等で改変が想定される場所を植生調査地点として複数選定しております。 本事業においては、尾根部や斜面などの風が吹きつける場所、林道沿いの改変されている場所付近での風力発電機の配置計画を検討したことから、植生調査地点の結果が典型的になっていない状況になっております。その結果、群落の境界付近になるなど、植生群落の特徴を示す種が多く見られない等、組成表においても典型的な群落構成とすることは難しいと判断しております。しかしながら、植生調査のほか、踏査調査、立木調査、空中写真、環境省植生図等を参考として作成した、植生図をお示しております。
10	(3) 相観による恣意的な群落区分とアセスメント全体の科学的信頼性の崩壊 以上の事実から、本準備書(p. 973)に示された群落組成表は、当該地点に出現した植物種の被度・群度を記録したにとどまるものであり、ブラウンプランケの植物社会学的植生調査法に基づいて「確認された種組成を基に植生を区分し、群落組成表を作成した」と科学的に評価できるものではない。相観等に基づいて恣意的に群落区分を行っている本準備書の植生調査結果は、科学的かつ客観的な視点を欠いていると判断せざるをえない。 また、本準備書で示されたこれらの群落区分は、クマタカの営巣環境の分析(本準備書 p. 1092)等にも用	本調査はアセスメント調査の一環で本事業実施による影響の程度を予測し、事業による影響を回避、低減することを目的として実施いたしました。 風力発電機ヤード等で改変が想定される場所を植生調査地点として複数選定しております。 本事業においては、尾根部や斜面などの風が吹きつける場所、林道沿いの改変されている場所付近での風力発電機の配置計画を検討したことから、植生調査地点の結果が典型的になっていない状況になっております。その結果、群落の境界付近になるなど、植生群落の特徴を示す種が多く見られない等、組成表においても典型的な群落構成とすることは難しいと判断しております。しかしながら、植生調査のほか、踏

	いられており、本準備書の自然環境影響評価の基礎データとなっている。しかし、その前提となる群落区分が科学的信頼性を欠いている以上、自然環境への影響を評価した記述全体の妥当性は、根底から失われていると言わざるをえない。 したがって、当会は、現地の植生調査をブラウナー・ブランケの植物社会学的植生調査法に基づく適切な手法により再実施し、先行研究との適切な比較検討および考察を経たうえで、群落区分を全面的に見直すことを強く求める。また、その修正された適正なデータに基づいて、自然環境への影響評価を再実施し、改めて環境影響評価準備書を作成のうえ、公表・縦覧すべきである。	査調査、立木調査、空中写真、環境省植生図等を参考として作成した、植生図をお示ししております。 また、方法書時の対象事業実施区域北側に位置する風力発電機1号機周辺では、現地調査において植生自然度9とするチシマザサ-ブナ群団を確認いたしました。そのため、準備書において、準備書p3~4に記載のとおり、風力発電機の配置計画を見直し、対象事業実施区域から削除いたしました。
11	3. ヒノキアスナロ林における植生自然度の判定根拠が不透明であり、その判断基準を明確にすべきである 本準備書で区分された森林群落のうち、ヒノキアスナロが混成する「ブナ-ヒノキアスナロ群落」および「トチノキ-カツラ群落（ヒノキアスナロ混生）」については、いずれもブナクラス自然植生（植生自然度9）とブナクラス代償植生（植生自然度8）に恣意的に区分されている。 しかし、本準備書の記述によれば、植生自然度9に分類された群落の説明には「現地ではヒバの伐採痕が明瞭に確認され、過去に抜き切り施業が行われたと考えられる」とある一方、植生自然度8に分類された同名の群落についても、同様に抜き切り施業の痕跡があることが記されている。両者の差異として示されているのは、「大径木も多く見受けられる」との極めて定性的な記述にとどまっており、区分基準は極めて不明確である。 さらに重大な不備として、自然植生（植生自然度9）と判定された「トチノキ-カツラ群落（ヒノキアスナロ混生）の自然林」の区域については、そもそも現地における植生調査が実施されていない。いかなる科学的根拠をもってこの群落を区分し、植生自然度を判定したのかが全く不明であり、環境影響評価の前提となる基礎データとしての信頼性を著しく欠いている。 先行研究である和（1986）によれば、津軽半島および下北半島のヒノキアスナロ林は藩政時代まで津軽藩と南部藩の備蓄材として厳重に管理されてきた。明治以降は国有林となり、択伐と天然更新が繰り返され、第二次世界大戦期をピークに大量に伐採された経緯を有する。昭和30年代まで山麓には森林鉄道も敷設されていたとされる。そのことから、この地域一帯のヒノキアスナロ林に伐採痕が見られること自体は、むしろ一般的な特徴であると理解される。 一方、本事業の対象事業実施区域内のヒノキアスナロ林は、1970年代の空中写真においても連続した森林として確認でき、現地には胸高直径1mを超えるヒノキアスナロ、ブナ、カツラの巨樹が存在していることから、少なくとも100年間は大規模な伐採を受けていない可能性が高い。 本事業の環境影響評価方法書段階における経済産業省環境審査顧問会においても、委員から「ヒノキアスナロ林の植生自然度については、種組成や相観で区別することが困難であり、過去の抜き伐り等の履歴の有無にかかわらず、植生自然度9の重要な群落として留意すべきである」旨の指摘がなされている。本準備書における植生自然度8と9の不合理な区分は、国の審査顧問会による重要な指摘を実質的に無視し、開発による環境影響を過少に評価するものと判断せざるをえない。 本準備書（p.3）では「可能な限りチシマザサ-ブナ群団やヒノキアスナロ群落等の植生自然度9の部分の対象事業実施区域からの除外を行った」と記述しており、植生自然度9を改変区域から完全に除外したこ	本調査はアセスメント調査の一環で本事業実施による影響の程度を予測し、事業による影響を回避、低減することを目的として実施いたしました。 風力発電機ヤード等で改変が想定される場所を植生調査地点として複数選定しております。 本事業においては、尾根部や斜面などの風が吹きつける場所、林道沿いの改変されている場所付近での風力発電機の配置計画を検討したことから、植生調査地点の結果が典型的になっていない状況になっております。その結果、群落の境界付近になるなど、植生群落の特徴を示す種などが多く見られない等、組成表においても典型的な群落構成とすることは難しいと判断しております。しかしながら、植生調査のほか、踏査調査、立木調査、空中写真、環境省植生図等を参考として作成した、植生図をお示ししております。植生図を作成する際には、準備書p377に記載したとおり、専門家から「実際に現地を見た印象では、ヒノキアスナロが群落としてまとまっているというよりも、小さくパッチ状に散らばって分布している状態だと思う。植生図は一括りにしないで、実態に合わせた、小さな括りで示した方がよいだろう。」というご意見をいただいたことを踏まえて、現地の実態に合わせた示し方としております。 植生自然度9及び8の判定において、巨樹・巨木林については一つの指標とはしております。また、その1本のみが残されているような状況は、「土壌の安定のために伐採しない」、「搬出に使用するため」などの何らかの要因を踏まえたものと現地から推測いたしました。伐り残しと想定される樹木の存在で植生自然度9との判定はせず、周辺も含めて植生自然度及び群落を決定する方針といたしました。 なお、方法書時の対象事業実施区域北側に位置する風力発電機1号機周辺では、現地調査において植生自然度9とするチシマザサ-ブナ群団を確認いたしました。そのため、準備書において、準備書p3~4に記載のとおり、風力発電機の配置計画を見直し、対象事業実施区域から削除いたしました。

	と(本準備書 p.1034)により、環境配慮を行ったと主張している。しかし、改変区域全体に占める植生自然度 8 の森林(「ブナ・ヒノキ・スナロ群落」および「トチノキ・カツラ群落(ヒノキ・スナロ混生)」など)の割合は約 68.7% (本準備書 p.1034 より算出)にも及び、本事業は実質的に植生自然度 9 と同等の重要性を持つ可能性のある森林を広範囲にわたって伐採・改変するものである。 したがって、当会は、いかなる科学的根拠に基づいてブナ・ヒノキ・スナロ群落などの植生自然度を 8 と 9 に区分したのか、その判断基準を明確に示すことを求めるとともに、審査顧問会の指摘を踏まえ、当該森林を一律に「植生自然度 9 の重要な群落」として適切に再評価することを求める。	
12	4. 渡り鳥の重要な移動経路上における計画であり、事業を中止すべきである 本事業の環境影響評価方法書に対する青森県知事意見では、対象事業実施区域は、ハクチョウ類およびガン類をはじめとする渡り鳥の移動経路となっており、施設の稼働に伴う重大な影響が懸念される旨が明確に指摘されている。 本準備書 (p.598-602) の調査結果を見ても、対象事業実施区域内で確認された渡り鳥の数は、2024 年秋季にはガン・カモ・ハクチョウ類が 2,198 個体(うち、風車ブレードへの衝突危険高度である「高度 M」の飛行は 324 個体)、猛禽類が 47 個体(同行度 M は 44 個体)、2025 年春季にはガン・カモ・ハクチョウ類が 637 個体(同行度 M は 361 個体)、猛禽類が 82 個体(同行度 M は 72 個体)に達している。 これらのデータは、青森県知事意見の指摘どおり、当該区域周辺が本州と北海道間を移動する渡り鳥にとって極めて重要な移動経路となっていることを、事業者自らの調査によって裏付けるものである。これほど高頻度で鳥類が衝突危険高度(高度 M)を通過する場所に大型風力発電機を設置することは、立地選定として根本的に不適切である。 特に、国の天然記念物であり、準絶滅危惧種でもあるオオヒシクイの風力発電機への予測衝突数は、環境省モデルで 0.2103 個体/年、由井モデルで 0.5793 個体/年と、看過できない水準である(本準備書 p.885)。風力発電機への衝突による死亡が生じれば、計画地周辺にとどまらず、広域の生態系に深刻な影響を及ぼすおそれがある。 以上を踏まえ、当会は本事業の計画そのものの中止を強く求める。仮に、事業者が本計画を継続する場合であっても、鳥類の渡りの時期には、風力発電機の稼働を全面的に停止すべきである。	青森県知事意見を踏まえて 2 月も調査時期として加えた形で、渡り鳥の調査を実施いたしました。 調査、予測及び評価結果に基づく専門家ヒアリングにおいては、準備書 p373 に記載のとおり、「事業地の周辺は、日本の渡りのメインコースの 1 つなので、事前・事後の渡り調査をしっかりと行うことが重要である。渡りは夜も飛行するので点滅灯を設置することになるが、まずはメインコースかどうかをはっきりとさせるべきである。」とご意見をいただいております。 また、オオヒシクイについては準備書 p372 に掲載しましたとおり、「ブレード回転域において飛行が確認されており、体も大きいので風力発電機を避けるににくい。海岸の方を飛んでいるが、一部内陸も飛んでいる。年間予測衝突数が 0.5739 羽とあるが、天然記念物であるため、影響をどう減らすかが重要である。本種のバードストライクの可能性は極めて少ないが、風力発電機を避ける際に上か横に飛ぶスペースがあるのか等の確認は必要である。」とのご意見をいただいております。 上記の専門家ヒアリングの結果を踏まえ、海岸沿いが主な渡りのルートとなっている可能性は高いものの、事後調査として、渡り鳥の移動経路を確認する調査を実施予定としております。 事後調査を実施する中で環境影響の程度が著しいことが明らかになった場合には、専門家の助言や指導を得て、状況に応じてさらなる効果的な環境保全措置を講じてまいります。
13	5. 事業者である森ビル株式会社は都市部の生物多様性に積極的に取り組んでいるにもかかわらず、地方の生物多様性を軽視しており、改めるべきである 事業者の一社である森ビル株式会社は、2025 年 6 月 30 日に「TNFD(自然関連財務情報開示タスクフォース)提言に基づく情報開示レポート」を公表し、都市の再開発事業や地域エネルギー共有事業を対象に、自然資本との関係を明らかにするとともに、「都市と自然の共生」およびネイチャーポジティブの実現を目指す姿勢を、国際社会や投資家に示している。 例えば、同レポート(p.6)では、自然資本に関する都市課題の具体的な解決手法として、ヴァーティカル・ガーデンシティ(立体緑園都市構想)を紹介し、「都市部をこうした形で高度利用することで、郊外の自然を守ることもできます」としている。しかしながら、本事業は、まさにその「守るべき郊外の自然」の象徴ともいえる下北半島のヒノキ・スナロ林等を広範囲にわたって伐採し、さらに本州と北海道との間を行き来する希少な渡り鳥の移動経路を脅かすもの	本事業は、気候変動や化石燃料の枯渇問題への対応、さらには我が国のエネルギー安全保障の観点から、再生可能エネルギーの導入拡大に寄与することを目的としています。いかなる発電方法も少なからず自然環境への負担は生じてしまう中で、持続可能な社会を未来へ引き継ぐためには、再生可能エネルギーの主力電源化が必要不可欠と考えております。 さらに、事業地である佐井村は環境省の「脱炭素先行地域」に選定されており、むつ市は都市計画マスタープランでエネルギー関連産業の誘致を掲げています。本事業を通じて生み出される電力や環境価値の一部を地域に還元し、地域の脱炭素化やまちづくりの目標達成に貢献するという高い公益性と社会的意義を有していると考えております。 また、当社が掲げる「都市と自然の共生」の理念は、地方における「自然環境と再生可能エネルギーとの共生」を目指す姿勢と一致しております。本事業では、「農山漁村再生可能エネルギー協議会」を設立しており、地域の関係者様との協議を重ねております。適正

(表は前ページの続き)

である。「ヴァーティカル・ガーデンシティは、地球環境への負荷を抑えながら自然と人間の共生&調和を目指す、新しい都市モデルです」と強調する一方で、地域（郊外）の自然環境および生物多様性に重大な影響を及ぼす本事業を推進することは、同社が掲げる理念と整合しているとは到底いえず、その姿勢には重大な疑義がある。 また、同社は LEAP アプローチを導入し、環境 DNA 解析などの先端技術を駆使して、土壌微生物の多様性やエコロジカルネットワークの精緻な分析・評価を行っている。他方、本事業においては、本準備書に見られるとおり、基礎データの信頼性すら十分に担保されていない精度の低い調査に基づき開発を進めようとしており、このような二重基準ともいべき姿勢は厳に改めるべきである。 2026 年 5 月に公表された森ビル株式会社の「サステナビリティに関する取組みの資料」には、再生可能エネルギー開発についても記載があり、大規模な森林伐採や盛土・切土を伴わない「営農型太陽光発電」を、環境配慮型の再エネ開発手法として注目している。これに対して、本事業は、生物多様性の保全上重要な森林を大規模に伐採することを前提とした再エネ開発の計画であり、これらの資料に示された企業姿勢とも大きく矛盾している。 TNFD の枠組みは、企業がバリューチェーン全体を通じて自然への負の影響を最小化し、ネイチャーポジティブへ転換することを求めるものである。都市部の自然環境や生物多様性に十分配慮して事業を行うことはもちろん重要であるが、その一方で、地域の重要な自然環境を軽視するような事業を推進するのであれば、典型的なグリーンウォッシュであるとの批判は免れない。 当会は、事業者に対し、「ネイチャーポジティブ」および「TNFD 提言に基づく情報開示」の趣旨に今一度立ち返り、本事業計画を根本から見直したうえで、中止することを強く求める。 以上 引用文献 宮脇 昭・佐々木 寧（1980）下北半島周辺の植生．横浜植生学会，横浜． 齋藤信夫（1989）青森県のヒノキアスナロ林に関する植物社会学的研究．植物地理・分類研究 37(2)，137-148． 和 孝雄（1986）択伐作業の展開構造：下北地方国有林のヒバ林経営の分析．北海道大学農学部 演習林研究報告 43(2)，177-316．	な手続きを経た上で、単なるエネルギー開発にとどまらず、事業を通じた森林の適切な維持管理や、地元への利益還元を通じた地域活性化など、地域の持続可能性に貢献する事業を目指しております。 本事業では関係法令等に基づき、専門家等へのヒアリングや審査においていただいた意見等も踏まえ、科学的知見に基づく手法により、現地調査や予測・評価を実施しており、調査結果を踏まえて以下のように事業計画の大幅な見直しを行っております。 ・植生に関する精緻な現地調査結果に基づき、風力発電機の位置変更を行い、植生自然度 9 に該当するエリアを改変区域から除外しました。 ・造成工事においては、対象事業実施区域に残る過去の作業道や既存の林道を最大限活用する計画に変更し、道路の拡幅や新設に伴う森林の伐採、盛土・切土等の改変区域を可能な限り低減しております。 ・コウモリ類への配慮：音声モニタリング調査の結果、一般県道 284 号沿いの調査地点で音声が多く確認されたため、タワー基礎部分と道路との間に風力発電機の最高点以上の離隔をとるよう配置を大幅に見直しました。 しかしながら、自然環境への影響予測には不確実性が伴うことは認識しており、稼働後にはバードストライクやバットストライク、クマタカの営巣状況に関する事後調査を実施いたします。万が一、著しい環境影響が明らかとなった場合には、専門家の助言を得て、さらなる効果的な環境保全措置を講じる計画です。 上記のとおり、本事業は気候変動対策や地域の脱炭素化に寄与する社会的意義を有しており、また、客観的データに基づき実行可能な限りの環境保全措置を講じております。引き続き、地域住民の皆様や専門家からのご意見を真摯に受け止め、自然環境や生態系に最大限配慮しながら、より良い事業計画となるよう検討を進めてまいります。
--	--

表 2-1(3) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要	事業者の見解
14	別添の理由から、事業の再検討を求めます。 1. 県知事意見における水源かん養保安林の取り扱いについて 令和 6 年 9 月 9 日付け「環境影響評価方法書に対する環境の保全の見地からの知事意見」において、「対象事業実施区域は、その大部分が水源かん養保安林となっており、事業実施に伴う樹木の伐採や土地の改変等により、保安林の機能低下を招くおそれがあることから、同区域から保安林を除外すること。」とされている。 一方で、令和 8 年 6 月 3 日に開かれた準備書に対する説明会において、「事業を進める上で、事業区域から保安林を除外することはできないので、風力発	本事業の計画検討に当たっては、青森県知事意見を踏まえ、既存林道及び既存作業道を可能な限り活用するとともに、風力発電機ヤード及び取付道路の配置を検討することにより、新たな土地改変を可能な限り抑制し、水源涵養保安林への影響を可能な限り回避又は低減できるよう努めました。 今後も、関係機関との協議結果を踏まえながら、必要な環境保全措置を講じ、影響の回避又は低減に努めてまいります。

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	電事業の公共性などを理解していただき、保安林解除をお願いする予定」である趣旨の説明があった。 この見解は、上記の県知事意見と反する。 保安林は必要があつて指定されてきたものであり、環境保護の規制の範囲内で事業を行うわけではなく、事業形態にあわせ規制を変えるという安易な考え方には承服できない。	
15	2. 事業終了後の設備の撤去及び土地の原状回復について 令和7年12月18日改訂「むつ市農山漁村再生可能エネルギー法に基づく基本計画」において、「設備整備者は、再生可能エネルギーの発電事業終了後に、使用した発電設備を必ず撤去することとします。」、「使用した土地について、設備整備者は、関係機関と範囲と方法を相談の上、原状回復する義務を負い、原状回復に係る費用を全額負担することとします。」とされている。 一方で、令和8年6月3日に開かれた準備書に対する説明会において、風車の基礎のコンクリートについて、「原則として原状復帰するが、地元との相談次第で、撤去をしないことはあり得る」趣旨の説明があった。 埋設したコンクリートを撤去せずに、放置することは原状回復とは言えない。 また、地下に埋設されたコンクリートが永遠に放置されることは、環境に重大な影響があると考ええる。	事業終了後の施設の撤去及び土地の取扱いについては、関係法令等に基づき適切に対応するとともに、関係機関との協議を踏まえながら検討してまいります。使用した土地については、関係機関と範囲及び方法を協議の上、原状回復を基本として対応してまいります。
16	3. バードストライクへの対策について 風力発電事業におけるバードストライクは、後を絶たない。環境アセスメントの段階で、年間発生確率が極めて低いと評価されてきたにも関わらずである。 このことから、バードストライクは必ず起こるものとして、対策を講じるべきであるが、当該事業においてはバードストライクの発生を想定しておらず、風車にカメラも設置しないとのことであった。 当該事業区域は山間部であり、従来、人が立ち入ることが稀な場所である。カメラもなければ、バードストライクの発生を正しく検知できず、希少猛禽類のバードストライクが発生したとしても、発生そのものを認知できない可能性が高いと考える。 法の保護の対象とされていない鳥類に至っては、報告義務もなく、影響はより深刻であると考ええる。	準備書 p1200 に記載のとおり、衝突に関する予測は不確実性を伴っていることから、バードストライクの発生有無を確認するため、風力発電機の周囲を踏査する事後調査も実施いたします。その際に死骸・外傷個体を発見した際には、重要種ではない普通種も含めたすべての種を対象として、衝突事例の整理を実施いたします。 事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関に提出するとともに、事後調査報告として縦覧を行ってまいります。
17	4. クマタカの繁殖への影響について 事業区域内において、クマタカの営巣が確認されているが、準備書においては、影響は軽微である旨の評価となっている。 しかしながら、元来静謐な環境に生息してきたクマタカの生息及び繁殖に対し、風車によるバードストライクだけでなく、騒音、低周波、その他工事期間中の騒音や振動が与える影響は小さいと、結論づけるのは難しいものと考ええる。	クマタカについては、生態系上位性注目種として選定し、調査、予測及び評価を実施いたしました。「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」の事後調査の最適化を参考として、クマタカについては営巣地がその後も継続して使用されているかどうかを確認することを目的として、稼働後に事後調査を実施予定です。
18	5. 生物の調査期間について 生物の調査期間が短く、十分な調査がなされたとは言いがたい。 釧路のメガソーラーでは、市が2年間の調査を求めたにも関わらず、事業者側が1年間の調査だけで着工し、その後、絶滅の危険性が高いキタサンショウウオの卵のうが発見された、という事例が大きく報道されたことは記憶に新しい。 調査不足のまま工事が始まれば、当地固有の生態系は、二度と元の姿に戻ることはない。 例えば、本準備書では、クマゲラの生息の可能性が言及されている。白神山地での生息が危ぶまれている中、もし当地に生息しているのであれば、保全は必須である。	マニュアル等に基づき方法書において示した調査内容について青森県・国の審査を受けており、適切な期間の調査を実施していると考えております。なお、方法書に基づき、希少猛禽類調査については1年以上の調査を実施いたしました。 クマゲラについては、繁殖場所、生息場所としては湿気が多い広葉樹林等の林内に生息し、主に谷筋や傾斜地等に営巣します。営巣木の痕跡確認のため風力発電機の建設予定の場所以外にも踏査調査をいたしましたが、風力発電機が建設される予定の尾根上は、営巣や繁殖に適した環境とは異なっていたことが、クマゲラが確認されなかった要因の一つであると考えております。 ご意見のとおり、専門家による調査を実施したと

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	当該調査により確認できなかったからといって、生息していないと安易に断定すべきではないと考える。 また、本準備書には、ニホンザリガニが記載されていない。記載がない理由は、「調査により発見できなかったから」とのことであるが、下北半島内での生息は他の研究からも明らかである。わずか1年の調査により発見できなかっただけで、事業区域内に存在していないと判断するのは拙速である。 このことから、調査が不十分であり、発見されていない希少生物が生息している可能性は決して小さくないと考える。 そもそも、野生生物は、たとえ専門家であっても、調査すれば必ず見つけられるものではなく、また、当該事業区域は広大であることから、より入念な調査が求められる。 わずか1年の調査で十分であると考えるのであれば、事業として生態系への配慮が不十分であると考ええる。	しても、調査範囲に生息する種をすべて把握することは困難です。そのため、対象事業実施区域を設定し、改変が生じる可能性がある場所や影響の可能性が想定される場所を中心とした、現地調査を実施いたしました。現地調査により生息・生育が確認に至らなかったニホンザリガニを含めた種については、文献その他資料調査で確認された種として予測を行っております。
19	6. ヒガシニホントカゲの発見報告について 他の研究によると、青森県内におけるヒガシニホントカゲの生息確認地は限定的であり、下北半島では、長く半島北東部1か所のみとされてきた。 それが今回、事業区域内である半島西部で発見されたことは、本県の爬虫類の分布において、重要な発見となる可能性があり、追加の調査や研究を待たずに、開発を行うべきではないと考える。 また、このことは、従来、下北半島において十分な調査が行われてこなかったことの証左と言ええ、前述のとおり、より入念な調査が求められる。	本調査により生息が確認されたヒガシニホントカゲについては、青森県より依頼等があれば、情報提供など適切に行ってまいります。
20	7. ツキノワグマへの低周波の影響について 説明会において、低周波がツキノワグマに与える影響について、「因果関係は不明であるが、既存の風車がツキノワグマの生態に影響を与えているとは思っていない」との趣旨の説明があった。 因果関係が不明であることは、肯定的に捉えるのではなく、リスクとして評価すべきではないかと考える。 低周波だけでなく、騒音も出す工作物が、生息区域にできることは、ツキノワグマの生態に影響がないとは考え難く、また、森林の伐採により従来の生息場所を追われるであろうことは、想像に難くない。 このことは、他の野生動物にも共通して言えることであり、結果として住民生活への影響も懸念される。	風力発電機の稼働によるツキノワグマを含む野生動物への影響とその因果関係については、未知数であるものと考えております。なお、牧場内に風力発電機が設置されている県もあり、稼働による家畜への影響とその因果関係については野生動物への影響と同様に科学的に解明されていませんが、家畜については工事騒音等による一時的な影響はあるものの、騒音について慣れが生じるものであると認識しております。家畜における事例を野生動物への影響として置き換えることは難しいと考えておりますが、ツキノワグマについても騒音等に慣れが生じる可能性のあるものと推測しています。今後も、最新の知見や情報の収集に努めてまいります。 また、ツキノワグマの生息域が変化する可能性は低いものと想定しておりますが、住民生活に配慮しながら地元行政とも連携し、地域のガバメントハンターへの支援等の地域貢献策を検討しております。
21	8. 有人での現場対応について（保守及び火災対策） 当該事業区域は山間部の奥深くに位置する。唯一のアクセスルートである薬研佐井線は、除雪が入らず、積雪のため冬期間は通行止めとなる。 このことについて、冬期間は、非常時に風車に容易に近づくことができないのではないかと、説明会で指摘があった。 スノーモービルを利用するという回答であったが、万が一作業が必要になった場合、必要な人員や資材を運ぶのは困難である。 また、ナセルの火災についての質問に対しては、「火災が起こればアラームが鳴る。アラームが伝達される先は茨城県の監視センターである。サービス員は能代市にいる。」という趣旨の回答であった。 作業員も近隣にはいるようであるが、情報伝達の工程が多く、また、山間部である事業区域に現着するまでの時間を考えると、火災による山火事リスク、不測の事態が生じた際に初動が遅れ延焼が広がるリスクは高いと感じる。	本事業で採用を予定している風力発電設備については、火災発生時の安全対策機能を備えた設備を採用する計画です。このため、万一火災が発生した場合においても、初期段階での対応が図られる計画です。 また、風力発電設備の運転状況については遠隔監視システムにより常時監視を行い、異常が確認された場合には速やかに状況把握及び対応を行う体制を整備いたします。 冬季においては気象条件等により現地へのアクセスが制限される場合もありますが、設備の適切な維持管理を行うとともに、関係機関との連携を図りながら安全の確保に努めてまいります。

(表は次ページへ続く)

(表は前ページの続き)

	以上のことから、非常時における現場対応には、不安が残る。 元々人の立ち入りが難しい区域であり、風況以外は、事業に適さないのではないかと考える。 以上	
--	---	--

表 2-1 (4) 環境影響評価準備書について提出された意見の概要と当社の見解

No.	意見の概要								事業者の見解																																																																																																																																																									
22	自然度の高い天然林の大量伐採の恐れ、土砂災害の恐れ、水源涵養機能喪失の恐れ、生態系攪乱の恐れがあることから事業計画の撤回を求めます。 ■自然度の高い天然林 風車ヤードや道路が造成される尾根は国有林です。林齢100年～200年の天然林であり、植生はヒノキアスナロ群落（植生自然度9）、ブナミズナラ群落（植生自然度8）です〔準備書 図 3.1-29(1)～(4)〕。国有林野施業実施計画図から林齢が100年以上の林分を抜粋します1), 2)。 <table><thead><tr><th>林班</th><th>小班</th><th>林齢 (年)</th><th>林種</th><th>樹種</th><th>機能類 型</th><th>特記 事項</th><th>近くの 風車</th></tr></thead><tbody><tr><td>1128</td><td>ほ</td><td>195</td><td>天然生林</td><td>ブナ、ヒバ、他</td><td>自然維持</td><td></td><td>#1, #2</td></tr><tr><td>1127</td><td>い2</td><td>141</td><td>育成天然林</td><td>ブナ、他、ヒバ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#2, #3</td></tr><tr><td>1126</td><td>い</td><td>150</td><td>育成天然林</td><td>ブナ、ヒバ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#3</td></tr><tr><td>1125</td><td>い3</td><td>165</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#8</td></tr><tr><td>1125</td><td>に</td><td>195</td><td>天然生林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td>保護樹帯</td><td>#6</td></tr><tr><td>1125</td><td>い2</td><td>135</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#7</td></tr><tr><td>1125</td><td>い1</td><td>135</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#7</td></tr><tr><td>1124</td><td>は2</td><td>165</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#6, #7</td></tr><tr><td>1120</td><td>い1</td><td>165</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#6, #8</td></tr><tr><td>1121</td><td>ろ1</td><td>143</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#9, #10</td></tr><tr><td>1121</td><td>へ</td><td>148</td><td>天然生林</td><td>ヒバ、ブナ、他</td><td>水源涵養</td><td>保護樹帯</td><td>#10</td></tr><tr><td>2245</td><td>ぬ1</td><td>180</td><td>天然生林</td><td>他、ブナ、ヒバ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#1, #2</td></tr><tr><td>2245</td><td>ぬ2</td><td>150</td><td>育成天然林</td><td>他、ブナ、ヒバ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#3</td></tr><tr><td>2245</td><td>は14</td><td>185</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、他、ブナ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#4, #5</td></tr><tr><td>2244</td><td>い6</td><td>160</td><td>天然生林</td><td>他、ブナ、ザワグルミ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#4, #5</td></tr><tr><td>2244</td><td>い1</td><td>130</td><td>天然生林</td><td>他、ブナ、ザワグルミ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#4</td></tr><tr><td>2242</td><td>わ</td><td>160</td><td>天然生林</td><td>ヒバ、他、ブナ</td><td>水源涵養</td><td>保護樹帯</td><td>#8</td></tr><tr><td>2242</td><td>ぬ</td><td>160</td><td>育成天然林</td><td>ヒバ、他、ブナ</td><td>水源涵養</td><td></td><td>#9, #10</td></tr></tbody></table> これらの林分は斜面の崩壊を防いだり、人工林を囲むように帯状に配置して風害から人工林を守るために意図して残されてきたものです。 風車の大きさから判断して、搬入道路の幅員は5m以上								林班	小班	林齢 (年)	林種	樹種	機能類 型	特記 事項	近くの 風車	1128	ほ	195	天然生林	ブナ、ヒバ、他	自然維持		#1, #2	1127	い2	141	育成天然林	ブナ、他、ヒバ	水源涵養		#2, #3	1126	い	150	育成天然林	ブナ、ヒバ、他	水源涵養		#3	1125	い3	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#8	1125	に	195	天然生林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養	保護樹帯	#6	1125	い2	135	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#7	1125	い1	135	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#7	1124	は2	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#6, #7	1120	い1	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#6, #8	1121	ろ1	143	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#9, #10	1121	へ	148	天然生林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養	保護樹帯	#10	2245	ぬ1	180	天然生林	他、ブナ、ヒバ	水源涵養		#1, #2	2245	ぬ2	150	育成天然林	他、ブナ、ヒバ	水源涵養		#3	2245	は14	185	育成天然林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養		#4, #5	2244	い6	160	天然生林	他、ブナ、ザワグルミ	水源涵養		#4, #5	2244	い1	130	天然生林	他、ブナ、ザワグルミ	水源涵養		#4	2242	わ	160	天然生林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養	保護樹帯	#8	2242	ぬ	160	育成天然林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養		#9, #10	本事業においては専門家による現地視察を実施いたしました。本事業の改変区域周辺に分布している植生は大部分が2次林の様相であると整理しております。 また、風力発電機及び取付道路の配置に当たっては、既存林道及び既往の作業道を可能な限り活用し、改変区域及び伐採面積の低減に努め、現地調査において把握した巨樹に相当する樹木については、一部伐採するものの、可能な限り樹木の伐採を回避するよう、事業計画を策定しております。 なお、今後の詳細設計においては、地形・地質条件を踏まえた設計を行うとともに、必要な排水施設や法面保護工等の対策を講じることにより、土砂流出の防止及び森林への影響の低減に努めてまいります。	
林班	小班	林齢 (年)	林種	樹種	機能類 型	特記 事項	近くの 風車																																																																																																																																																											
1128	ほ	195	天然生林	ブナ、ヒバ、他	自然維持		#1, #2																																																																																																																																																											
1127	い2	141	育成天然林	ブナ、他、ヒバ	水源涵養		#2, #3																																																																																																																																																											
1126	い	150	育成天然林	ブナ、ヒバ、他	水源涵養		#3																																																																																																																																																											
1125	い3	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#8																																																																																																																																																											
1125	に	195	天然生林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養	保護樹帯	#6																																																																																																																																																											
1125	い2	135	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#7																																																																																																																																																											
1125	い1	135	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#7																																																																																																																																																											
1124	は2	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#6, #7																																																																																																																																																											
1120	い1	165	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#6, #8																																																																																																																																																											
1121	ろ1	143	育成天然林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養		#9, #10																																																																																																																																																											
1121	へ	148	天然生林	ヒバ、ブナ、他	水源涵養	保護樹帯	#10																																																																																																																																																											
2245	ぬ1	180	天然生林	他、ブナ、ヒバ	水源涵養		#1, #2																																																																																																																																																											
2245	ぬ2	150	育成天然林	他、ブナ、ヒバ	水源涵養		#3																																																																																																																																																											
2245	は14	185	育成天然林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養		#4, #5																																																																																																																																																											
2244	い6	160	天然生林	他、ブナ、ザワグルミ	水源涵養		#4, #5																																																																																																																																																											
2244	い1	130	天然生林	他、ブナ、ザワグルミ	水源涵養		#4																																																																																																																																																											
2242	わ	160	天然生林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養	保護樹帯	#8																																																																																																																																																											
2242	ぬ	160	育成天然林	ヒバ、他、ブナ	水源涵養		#9, #10																																																																																																																																																											

(表は次ページへ続く)

	になると思います。さらに両側の数 m は伐採されると思います。つまり、搬入道路に沿って 20～30m 程度の列状間伐がなされることになると思います。近年激甚化する集中豪雨と巨大化する台風とを考え合わせれば、対象事業実施区域内の森林は土砂災害や風害に備えた施業がなされる必要があり、稜線や急傾斜地の幅広い列状間伐は行うべきではないと考えます。また、樹齢 100 年前後の壮齢期にある樹木は母樹として残すべきであると考えます。さらに、対象事業実施区域は全域が水源涵養保安林です。尾根筋の天然林の大量伐採は水源涵養機能の喪失につながると考えます。 1) 国有林野施業実施計画図 下北森林管理署 9-9 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/attach/pdf/simokitazumen-183.pdf 9-7 https://www.rinya.maff.go.jp/tohoku/keikaku/attach/attach/pdf/simokitazumen-181.pdf 2) 国土数値情報 国有林野データ https://nlftp.mlit.go.jp/ksj/gml/datalist/KsjTmplt-A45.html	
23	■遷急線 風車ヤードや道路が造成される尾根の直下には遷急線があり、傾斜量角が 30° を超える斜面も存在します 3)。遷急線とは尾根から谷に向かって斜面を見下ろしたときに、傾斜が急になる地点を繋いだ線です。いわゆる山の肩と呼ばれる場所です。遷急線は「侵食前線」とも呼ばれ、最も崩壊の可能性が高い場所です。風車ヤードや道路を造成するために遷急線の近くの樹木を広く伐採し土地が改変すれば、土砂災害の可能性が格段に高まると考えます。 特に、風車ヤード#8 の南南東、風車ヤード#9 の西、風車ヤード#4 の北側は傾斜角が 30° を超える斜面が迫っています。これらの場所でピークごと取り除いて風車ヤードを造成する計画ですが〔準備書 (3), (7), (9)〕、風が吹き込むことで徐々に周りの樹木が倒れ、急斜面に土砂が流出していくことになると考えます。遷急線の近くの木を伐採したり、土地を改変したりしないでください。 3) 国土地理院 傾斜量分布図 (雪崩関連) https://maps.gsi.go.jp/index_m.html#6/38.091337/138.383789/&base=std&base_grayscale=1&ls=std%7Cslopezonemap&blend=1&disp=11&lcd=slopezonemap&vs=c1g1j0h0k010u0t0z0r0s0m0f0	ご指摘のとおり、一部の風力発電機ヤード周辺には急傾斜地が存在していますが、本事業では地形条件に配慮しながら施設配置及び造成計画を検討し、地形改変量の低減に努めております。 また、風力発電機基礎部及び造成法面については、地質・地盤条件を踏まえた調査及び設計を行うとともに、法面保護工や排水施設等の対策を講じることで、土砂流出及び斜面崩壊の防止に努めた計画としております。
24	■風車後流 (wake) 風車後流とは、風車後方の気流のことです。一般に風車前方の一定の気流に対して、風車後方では乱流が発生します。風車後方で発生する乱流の視覚的なイメージは、Horns rev 1 offshore wind farm で撮影された写真が有名です。この写真は、海上に発生した霧が風車後方で乱れている様子を見事に捉えています。検索エンジンで horns rev wake をキーワードにして検索すれば見るができます。当時の気象状況等から発生メカニズムを調査した論文も発表されています 4)。また、風車後流のコンピュータシミュレーションは YouTube で wind turbine wake で検索すれば見るができます。 風車後流に関しては、風下の風車に対して発電量低下や疲労加重の増加をもたらすことから、風車の設置間隔を最適にするための研究が多くなされています。それらの研究によれば、風車間隔は一般に主流方向に 10D、横方向に 3D が望ましいとされています (D: ローター直径) [例えば 5)]。それでは、人間や動物に対する影響はどのようなのでしょうか。乱流が発生するということは、風車後方では複雑な気圧の変化が存在するはずで、この方面の研究はまだ十分になされていないようです。本事業の風車のローター直径 (D) は 138.25m です [準備書表 2.2-11]。従って風車から 1.4km の範囲は風車後流の影響を強く受けると考えます。特に、風車後流による気流の乱れは、鳥類の飛行に直接的な影響を与え、ひいては営巣地の放棄につながる可能性が高いと考えます。風車#1 の北 1km には下北西部鳥	ご認識のとおり、風車後流が動物相に与える影響については知見が十分になく、予測、評価を実施することは難しいと考えております。準備書においては、現時点での知見に基づき、動物相に対する予測・評価を実施しております。例えば、鳥類の年間予測衝突数を算出する際に、風力発電機を避けるように飛翔することから、回避率としてその数値を文献その他資料より引用しております。しかしながら、ブレード等への接触に対する予測には、不確実性が伴っているものと認識しております。そのため、バードストライクの発生有無を確認するための事後調査も実施いたします。 生態系上位性注目種としてクマタカを選定し、調査、予測及び評価を実施いたしました。「風力発電事業におけるクマタカ・チュウヒに関する環境影響評価の基本的考え方」の事後調査の最適化を参考として、クマタカについては営巣地がその後も継続して使用されているかどうかを確認することを目的として、稼働後に事後調査を実施予定です。 事後調査の結果は、報告書にとりまとめて関係機関に提出するとともに、事後調査報告として縦覧を行ってまいります。

	獣保護区があり〔準備書図 3.2-17〕、風車#7 の南南東 1.3km には下北半島国定公園の特別地域があります〔準備書 3.2-16〕。対象事業実施区域は風車を設置する場所として不適当であると考えます。 また、対象事業実施区域の周辺には重要な自然環境のまとまりの場があります〔準備書図 3.1-34(1), (2)〕。この重要な自然環境のまとまりの場は地域の生態系ネットワークの重要な構成要素です。生態系を構成する野生生物が、その種を適切に後世に継承していくためには、生態系自体が適度な広がりを持ち、なおかつ他の生態系と適度に近接あるいは連続している必要があります。 風車後流が動物相に与える影響についての知見の蓄積は不十分であり、精度の高いモデルが存在しません。現行の環境影響評価制度では、風車後流が動物相に与える影響を評価していません。この場所に風車を配置すれば、生態系を攪乱する可能性が非常に高いと考えます。 尚、本事業を実施する場合は、鳥類の営巣に関して供用期間を通して事後調査を実施し、結果を随時公表し、事前評価の結果を必ず検証してください。 4) “Wind Farm Wake: The Horns Rev Photo Case”, Charlotte Bay Hasager, Leif Rasmussen, Alfredo Peña, Leo E. Jensen and Pierre-Elouan Réthoré, http://www.researchgate.net/publication/236011431_Wind_Farm_Wake_The_Horns_Rey_Photo_Case 5) 「港湾における風力発電について―港湾の管理運営との共生のためのマニュアル―ver.1」平成 24 年 6 月 国土交通省港湾局 環境省地球環境局 https://www.mlit.go.jp/common/000216101.pdf	
25	■ツキノワグマ 対象事業実施区域及びその周辺はツキノワグマのすみかです。騒音、低周波音、超低周波音、風車後流によるツキノワグマの生活圏への影響が懸念されます。 海外では哺乳類の風車の忌避が報告されています 6)。それによると、影響範囲は、トナカイで 5km 以上、オオカミで 5km 程度とあります。これは看過できない数値です。ツキノワグマの場合はどうなのでしょう。同報告書によれば、国内でのエビデンスはないとのこと。もし、ツキノワグマなどの大型哺乳類に対する影響範囲が数 km に及ぶならば、風車は明らかに生態系を攪乱しているといえます。 ツキノワグマがふもとの集落に出現する頻度が増加することは十分に予想されます。 最後に、方法書に対する一般の意見に対する事業者の見解から引用します〔準備書 p. 4. 1-5〕。 「ツキノワグマに関しては、国内外の低周波音及び超低周波音に対する研究結果等について把握できておらず、現在のところツキノワグマに与える影響等については解明されていないものと認識しております」 以上で引用は終わりです。1 点要望します。 ・予防原則に基づき、生態系与える影響の不確実性の高い事業は中止してください。攪乱された生態系が元に戻る確証がありません。 6) 「陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題 (平成 31 年 3 月)」陸上風力発電事業による生態系への環境影響評価の手法と課題に関する委員会 https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndl.jp/pid/11663694/www.meti.go.jp/meti_lib/report/H30FY/00628.pdf 以上	風力発電機の稼働によるツキノワグマを含む野生動物への影響とその因果関係については、未知数であるものと考えております。なお、牧場内に風力発電機が設置されている県もあり、稼働による家畜への影響とその因果関係については野生動物への影響と同様に科学的に解明されていませんが、家畜については工事騒音等による一時的な影響はあるものの、騒音について慣れが生じるものであると認識しております。家畜における事例を野生動物への影響として置き換えることは難しいと考えておりますが、ツキノワグマについても騒音等に慣れが生じる可能性があるものと推測しています。今後も、最新の知見や情報の収集に努めてまいります。 また、ツキノワグマの生息域が変化する可能性は低いものと想定しておりますが、住民生活に配慮しながら地元行政とも連携し、地域のガバメントハンターへの支援等の地域貢献策を検討しております。

○日刊新聞紙における公告

令和 8 年 5 月 22 日 (金)

・ 東奥日報 (日刊)

お知らせ

「環境影響評価法」に基づき、(仮称)下北西部風力発電事業
環境影響評価準備書」を縦覧し、説明会を開催いたします。

一、事業者の名称 森ビル株式会社
代表取締役社長 辻 慎吾

事務所の所在地 東京都港区六本木六丁目十番一号
株式会社ケンコーボレーション

代表者の氏名 代表取締役社長 中川 堅悟

事務所の所在地 東京都港区西麻布一丁目二番七号
(仮称)下北西部風力発電事業

二、対象事業の名称 風力発電所設置事業(陸上)
種類 発電設備出力:最大四万五千キロワット
規模 基数:十基

三、対象事業実施区域 青森県下北郡佐井村及び
むつ市の行政境付近

四、環境影響を受ける範囲であると認められる地域の範囲 青森県下北郡佐井村、
むつ市及び下北郡大間町

五、縦覧の場所・時間 佐井村役場、佐井村津軽海峡文化館アルサス、
むつ市役所環境政策課、
大間町役場企画経営課

縦覧時間 各施設の開庁日および時間に準ずる。
令和八年五月二十二日(金)から
縦覧期間 令和八年六月二十二日(月)まで
電子縦覧 <https://www.mori.co.jp/topics/wf-assessment202605/>
<https://www.kencorp.co.jp/news/202605energy/>

六、意見書の提出 環境影響評価準備書について、環境の保全の見地からの
ご意見をお持ちの方は、書面に住所・氏名・意見(意見の理由を
含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けておられます
意見書箱にご投函くださるか、令和八年七月六日(月)までに
問い合わせ先へご郵送ください(当日消印有効)。

七、住民説明会の開催を予定する場所・日時
一、佐井村 津軽海峡文化館アルサス
(青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井 一一二)
令和八年六月二日(火) 十八時から
二、大間町 総合開発センター
(青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道二十の二)
令和八年六月二日(水) 十八時から
三、むつ市 大畑公民館
(青森県むつ市大畑町中島一〇八の五)
令和八年六月四日(木) 十八時から

八、問い合わせ先
事業者代表:森ビル株式会社
〒一〇六・六一五五 東京都港区六本木六丁目十番一号
六本木ヒルズ森タワー私書箱一号
森ビル株式会社 環境推進部宛
電話 〇三(六四〇六)六六八四
(部署代表)お問合せ時間:平日九時~十七時

○インターネットによる「お知らせ」

(青森県のウェブサイト 1)



現在の位置：ホーム>組織でさがす>環境エネルギー部>自然保護課>（仮称）下北西部風力発電事業（環境影響評価手続状況）

関連分野：[環境・エコ](#)

更新日付：2026年5月22日 自然保護課

（仮称）下北西部風力発電事業（環境影響評価手続状況）

事業名	（仮称）下北西部風力発電事業
事業者	森ビル株式会社 株式会社ケン・コーポレーション
事業の種類	風力発電所（陸上）の設置
事業の規模	出力：42,000kW
対象事業実施区域	青森県下北郡佐井村及びむつ市
関係区域	佐井村、むつ市、大間町
方法書	公告：令和6年4月3日 縦覧：令和6年4月3日～令和6年5月10日 （縦覧場所） ・佐井村役場・佐井村津軽海峡文化会館アルサス ・むつ市役所環境政策課・大間町役場企画経営課 （電子縦覧） ・森ビル株式会社のホームページはこちらです ・株式会社ケン・コーポレーションのホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和6年4月18日 18時～ むつ市大畑公民館 ・令和6年4月19日 18時～ 佐井村原田地区生活改善センター ・令和6年4月20日 10時～ 大間町総合開発センター ・令和6年4月20日 18時～ 佐井村津軽海峡文化会館アルサス 住民等意見の概要：令和6年6月11日 内容はこちらです 審査会意見：令和6年7月24日 内容はこちらです 知事意見：令和6年9月9日 内容はこちらです
準備書	公告：令和8年5月22日 縦覧：令和8年5月22日～令和8年6月22日 （縦覧場所） ・佐井村役場・佐井村津軽海峡文化会館アルサス ・むつ市役所環境政策課・大間町役場企画経営課 （電子縦覧） ・森ビル株式会社のホームページはこちらです ・株式会社ケン・コーポレーションのホームページはこちらです 説明会の開催： ・令和8年6月2日 18時～ 佐井村津軽海峡文化会館アルサス ・令和8年6月3日 18時～ 大間町総合開発センター ・令和8年6月4日 18時～ むつ市大畑公民館 住民等意見の概要： 審査会意見： 知事意見：
評価書	公告： 縦覧：
事後調査等報告書	提出： 公告・縦覧：

(青森県のウェブサイト 2)

関連ページ

- [環境影響評価（環境保全ページ）](#)
- [環境影響評価の案件一覧](#)

この記事についてのお問い合わせ

環境エネルギー部 自然保護課 自然環境保全グループ
電話：017-734-9485 FAX：017-734-8072

[お問い合わせ](#)

[このページを印刷する](#)

この記事シェアする



フォローする



青森県庁

郵便番号：030-8570
住所：青森県青森市長島一丁目1-1
電話：017-722-1111(大代表)
開庁時間：8時30分から17時15分
（土曜日、日曜日、祝日、休日、年末年始を除く）
※一部、開庁時間が異なる組織、施設があります。



交通
アクセス



総合案内

各種
お問い合わせ

- [このサイトについて](#)
- [サイトマップ](#)
- [個人情報の取扱いについて](#)
- [著作権・リンク等](#)
- [アクセシビリティ](#)
- [画面表示の変更など](#)
- [Foreign Language](#)

© [Aomori Prefectural Government](#)

[詳しい情報をご案内します](#) ^

風力発電事業に係る縦覧について

「(仮称) 下北西部風力発電事業」に係る環境影響評価準備書の縦覧について

青森県下北郡佐井村及びむつ市において、森ビル株式会社及び株式会社ケン・コーポレーションが計画している風力発電事業に関して、「環境影響評価準備書」を以下の通り縦覧いたします。

縦覧書類

(仮称) 下北西部風力発電事業 環境影響評価準備書

対象事業実施区域

青森県下北郡佐井村及びむつ市

関係都道府県および関係市町村

青森県、むつ市、佐井村、大間町

縦覧場所

- むつ市環境政策課
 - 電子縦覧 (下記リンク)
- <https://www.mori.co.jp/topics/wf-assessment202605/>
<https://www.kencorp.co.jp/news/202605energy/>

縦覧期間

令和8年5月22日(金曜日)から令和8年6月22日(月曜日)まで
(土曜日、日曜日、祝日を除く開庁時)

意見書の受付

準備書について、環境保全の見地からのご意見をお持ちの方は、備え付けの用紙に住所・氏名およびご意見(日本語)をご記入のうえ、令和8年7月6日(月曜日)までに縦覧場所に設置の意見書箱にご投函頂くか、下記問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

問い合わせ先

森ビル株式会社
〒106-6155
東京都港区六本木六丁目10番地1号
環境推進部
TEL:03-6406-6684(部署代表)
時間:平日9時から17時

くらし・手続き

- ▶ 戸籍・住民登録・証明
- ▶ 市民相談
- ▶ 税金
- ▶ マイナンバー・マイナンバーカード
- ▶ 消費生活センター
- ▶ 国民健康保険
- ▶ 国民年金
- ▶ 後期高齢者医療制度
- ▶ 医療
- ▶ 健康
- ▶ 福祉
- ▶ 戦没者援護
- ▶ 生活保護
- ▶ 民生委員・児童委員
- ▶ 福祉バス
- ▶ 妊娠・出産
- ▶ 子育て
- ▶ 学校教育
- ▶ 教育委員会
- ▶ 青少年
- ▶ サテライトキャンパス
- ▶ 公共交通
- ▶ 環境・衛生
- ▶ 都市計画・公園・住宅・道路・国土調査
- ▶ 上下水道
- ▶ スマートシティ

(むつ市のウェブサイト 2)

この記事へ
お問い合わせ

市民生活部環境政策課
〒035-8686
青森県むつ市中央一丁目8-1
電話：0175-22-1111(代表)
環境衛生担当 内線：2451～2454
廃棄物対策担当 内線：2461～2464

▶ メールでのお問い合わせ

アンケートフォーム ホームページのよりよい運営のため、アンケートにご協力をお願いします

質問：このページの情報は役に立ちましたか？

☐ 役に立った ☐ どちらとも言えない ☐ 役に立たなかった

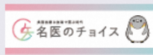
質問：ご意見・ご要望をお聞かせください。

※ 施設利用など（予約・申込等）については、アンケートでは受付できません。各施設へご連絡ください。

ご意見・ご要望内容を入力します

送信内容確認

広告欄 ▶ 広告募集について



広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

広告バナー募集中！
(150×50px)

 むつ市 MUTSU CITY

▶ むつ市役所本庁舎 ▶ 川内庁舎 ▶ 大畑庁舎 ▶ 脇野沢庁舎

サイト情報 | 関連リンク一覧 | サイトマップ | 組織から探す | お問い合わせ | RSSフィード

Copyright(C) Mutsu city. All Rights Reserved.



森ビルの想い

ヒルズライフ

プロジェクト

企業情報



[トップ](#) > [トピックス](#) >

(仮称)下北西部風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

2026/05/22

森ビル株式会社

株式会社ケンコーボレーション

森ビル株式会社および株式会社ケンコーボレーションは、環境影響評価法に基づき、「(仮称)下北西部風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を作成し、2026年5月21日付で経済産業大臣に届出、青森県知事に送付をしました。

準備書

- ・ 表紙・目次
- ・ 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・ 第2章 対象事業の目的及び内容
- ・ 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況
- ・ 第4章 方法書についての意見と事業者の見解
- ・ 第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告
- ・ 第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法
- ・ 第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言
- ・ 第8章 環境影響評価の結果
 - 8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 8.1.1 大気環境
 - 8.1.2 水環境
 - 8.1.3 動物
 - 8.1.4 植物
 - 8.1.5 生態系
 - 8.1.6 景観
 - 8.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場
 - 8.1.8 廃棄物等
 - 8.2 環境の保全のための措置
 - 8.3 事後調査
 - 8.4 環境影響の総合的な評価
- ・ 第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
- ・ 資料編
- ・ 要約書

(森ビル株式会社のウェブサイト 2)

縦覧期間

2026年5月22日(金)～6月22日(月)

意見書提出期間

2026年5月22日(金)～7月6日(月)

意見書の提出

環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見(意見の理由を含む)をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函くださるか、2026年7月6日(月)までに問い合わせ先へご郵送ください。(当日消印有効)

[ご意見記入用紙](#) 

縦覧場所

- ・ 佐井村役場
- ・ 佐井村津軽海峽文化館アルサス
- ・ むつ市役所環境政策課
- ・ 大間町役場企画経営課

※いずれも土・日・祝日を除く開庁時のみ

住民説明会

- ・ 佐井村
津軽海峽文化館アルサス(青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井112)
2026年6月2日(火) 18時から
- ・ 大間町
総合開発センター(青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-1)
2026年6月3日(水) 18時から
- ・ むつ市
大畑公民館(青森県むつ市大畑町中島108-5)
2026年6月4日(木) 18時から

意見書提出および問い合わせ先

事業者代表:森ビル株式会社
〒106-6155 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー私書箱1号
森ビル株式会社 環境推進部宛
TEL:03-6406-6684(部署代表) お問い合わせ時間:平日9時～17時

この記事がSNSでシェアする



サイト内検索



[サイトマップ](#)

[お問い合わせ](#)

[関連サイト](#)

[ご利用条件](#)

[プライバシーポリシー](#)

[特定個人情報等保護方針](#)

[ソーシャルメディアポリシー](#)



© Copyright Mori Building Co., Ltd. 2026 All Rights Reserved.

JA EN

(株式会社ケン・コーポレーションのウェブサイト 1)



2026.5.22 ニュースリリース

仮称) 下北西部風力発電事業 環境影響評価準備書の縦覧について

2026年5月22日
森ビル株式会社
株式会社ケン・コーポレーション

森ビル株式会社および株式会社ケン・コーポレーションは、環境影響評価法に基づき、「仮称) 下北西部風力発電事業 環境影響評価準備書」(以下、「準備書」)を作成し、2026年5月21日付で経済産業大臣に届出、青森県知事に送付をしました。

準備書

表紙・目次>

- 第1章 事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地>
- 第2章 対象事業の目的及び内容>
- 第3章 対象事業実施区域及びその周囲の概況>
- 第4章 方法書についての意見と事業者の見解>
- 第5章 方法書に対する経済産業大臣の勧告>
- 第6章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法>
- 第7章 環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法についての経済産業大臣の助言>
- 第8章 環境影響評価の結果
 - 8.1 調査の結果の概要並びに予測及び評価の結果
 - 8.1.1 大気環境>
 - 8.1.2 水環境>
 - 8.1.3 動物>
 - 8.1.4 植物>
 - 8.1.5 生態系>
 - 8.1.6 景観>
 - 8.1.7 人と自然との触れ合いの活動の場>
 - 8.1.8 廃棄物等>
 - 8.2 環境の保全のための措置>
 - 8.3 事後調査>
 - 8.4 環境影響の総合的な評価>
- 第9章 環境影響評価を委託した事業者の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地>
- 資料編>
- 要約書>

縦覧期間

2026年5月22日(金)～6月22日(月)

(株式会社ケン・コーポレーションのウェブサイト 2)

意見書提出期間

2026年5月22日（金）～7月6日（月）

意見書の提出

環境影響評価準備書について環境の保全の見地からのご意見をお持ちの方は、意見記入用紙に住所・氏名・意見（意見の理由を含む）をご記入のうえ、縦覧場所に備え付けの意見書箱へご投函くださるか、2026年7月6日（月）までに問い合わせ先へご郵送ください。（当日消印有効）

縦覧場所

- 佐井村役場
- 佐井村津軽海峡文化館アルサス
- むつ市役所環境政策課
- 大間町役場企画経営課

※ いずれも土・日・祝日を除く開庁時のみ

住民説明会

- 佐井村：津軽海峡文化館アルサス（青森県下北郡佐井村大字佐井字大佐井112）
2026年6月2日（火）18時から
- 大間町：総合開発センター（青森県下北郡大間町大字大間字奥戸下道20-1）
2026年6月3日（水）18時から
- むつ市：大畑公民館（青森県むつ市大畑町中島108-5）
2026年6月4日（木）18時から

意見書提出及び問い合わせ先

事業者代表：森ビル株式会社
〒106-6155 東京都港区六本木六丁目10番1号六本木ヒルズ森タワー私書箱1号
森ビル株式会社 環境推進部宛
電話 03-6406-6684（部署代表）お問合せ時間：平日9時～17時

ご相談やご不明な点など、お気軽にお問い合わせください。

[お問い合わせ先一覧](#)

[お近くの店舗案内](#)



RESIDENCE

住まい

探す

高級賃貸住宅

住宅購入

貸す・売る

住宅の賃貸募集・管理

住宅・土地の売却

マンションライブラリー

OFFICE

オフィス

賃貸オフィス

ビル運営管理

事業・投資用不動産

オフィスビルライブラリー

FOR PROFESSIONALS

事業用不動産

探す

事業・投資用不動産

活用する

賃貸企画・経営

ビル運営管理

売却

企画開発



COMPANY / GROUP

企業・グループ情報

ケン・コーポレーション
グループ

ケン・コーポレーション

新卒採用

中途採用

(株式会社ケン・コーポレーションのウェブサイト 3)



○タウンメールによる周知

(佐井村へのタウンメール 1)



タウンメール（配達地域指定郵便局）

環境影響評価準備書に関する説明会のお知らせ ～森ビルとケン・コーポレーションが進める(仮称)下北西部風力発電事業～

これまで『風力発電に関するご説明会および意見交換会』（2023年12月）・『環境影響評価方法書に関するご説明会』（2024年2月）・『再エネ特措法に基づくご説明会』（2024年10月、2025年5月）を開催してまいりました。このたびは、環境影響評価準備書に関するご説明と、協議会等の進捗状況や今後のスケジュールのご共有を兼ねて、以下の日程にて説明会を開催いたします。お忙しい中とは存じますが、ご参加いただけますと幸いです。

1) 説明会の開催日時及び開催場所

2026年6月2日(火) 18時～19時※

津軽海峡文化館アルサス
青森県下北郡佐井村佐井大佐井112

※途中参加・途中退出も可能です



2) 事業者

東京都港区六本木六丁目10番1号

森ビル株式会社

代表取締役社長 辻 慎吾

03-6406-6684(部署代表)

東京都港区西麻布一丁目2番7号

株式会社ケン・コーポレーション

代表取締役社長 中川 堅悟

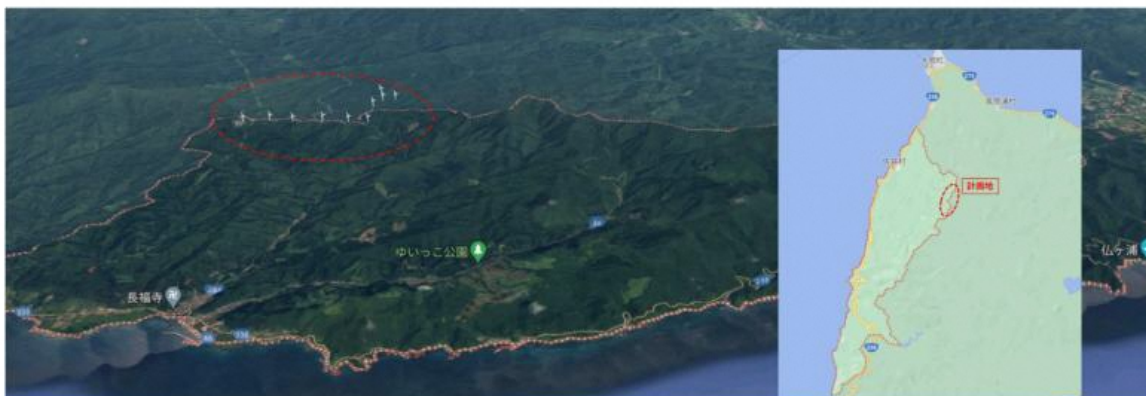
03-5413-5769

3) 事業概要

陸上風力発電 4.5MW級×10基：最大45MW(特別高圧)

※運転時に系統連結地点における最大受電電力(42MW)を超える場合には出力抑制を行います

事業地、配置は以下を計画しております(青森県むつ市・下北郡佐井村行政境 国有林内)



4) スケジュール (予定)



5) 注意事項

ご不明点は以下の担当者までお問い合わせください。

森ビル担当者	： 宮臺 (みやだい)	03-6406-5452(直)
ケン・コーポレーション担当者	： 鍋谷 (なべや)	070-3142-6735(直)



タウンメール (配達地域指定郵便局)

環境影響評価準備書に関する説明会のお知らせ ～森ビルとケン・コーポレーションが進める(仮称)下北西部風力発電事業～

これまで『風力発電に関するご説明会および意見交換会』(2023年12月)・『環境影響評価方法書に関するご説明会』(2024年2月)・『再エネ特措法に基づくご説明会』(2024年10月、2025年5月)を開催してまいりました。このたびは、環境影響評価準備書に関するご説明と、協議会等の進捗状況や今後のスケジュールのご共有を兼ねて、以下の日程にて説明会を開催いたします。お忙しい中とは存じますが、ご参加いただけますと幸いです。

1) 説明会の開催日時及び開催場所

2026年6月4日(木) 18時～19時※

大畑公民館
青森県むつ市大畑町中島108-5

※途中参加・途中退出も可能です



2) 事業者

東京都港区六本木六丁目10番1号

森ビル株式会社

代表取締役社長 辻 慎吾

03-6406-6684(部署代表)

東京都港区西麻布一丁目2番7号

株式会社ケン・コーポレーション

代表取締役社長 中川 堅悟

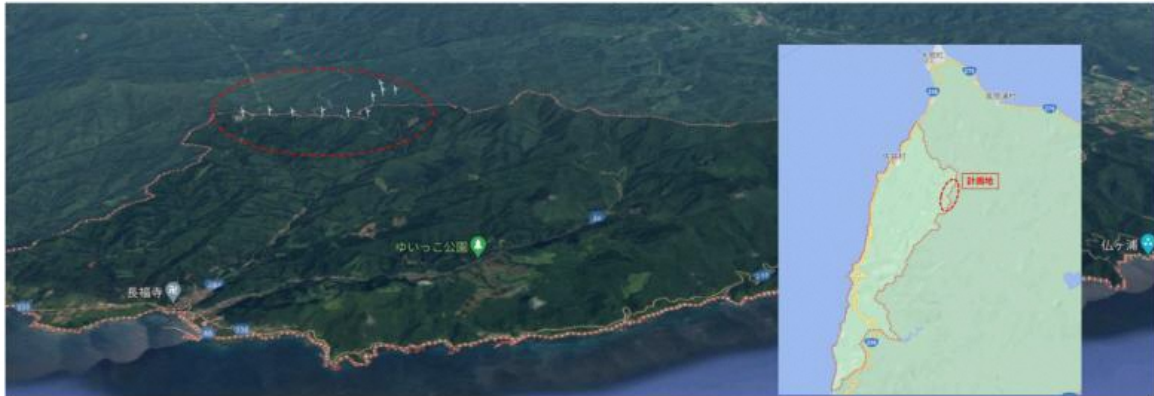
03-5413-5769

3) 事業概要

陸上風力発電 4.5MW級×10基：最大45MW(特別高圧)

※運転時に系統連結地点における最大受電電力(42MW)を超える場合には出力抑制を行います

事業地、配置は以下を計画しております(青森県むつ市・下北郡佐井村行政境 国有林内)



4) スケジュール (予定)



5) 注意事項

ご不明点は以下の担当者までお問い合わせください。

森ビル担当者	： 宮臺 (みやだい)	03-6406-5452(直)
ケン・コーポレーション担当者	： 鍋谷 (なべや)	070-3142-6735(直)

ご意見記入用紙

【意見書の提出期限】 令和8年7月6日(当日消印有効)

令和8年 月 日

お 名 前 :	
ご 住 所 :	〒

環境保全の見地からのご意見（日本語でご記入ください）：

[illegible]

※本用紙にご記入いただいた個人情報、各社のプライバシーポリシー（森ビル：<https://www.mori.co.jp/policy/privacy.html>、ケン・コーポレーション：<https://www.kencorp.co.jp/privacy/>、日本気象協会：<https://www.jwa.or.jp/company/privacy/>）に則り適切に取り扱います。